

仕 様 書

1 白灯油（ローリー給油）

項 目	内 容
予定数量	4 4, 0 0 0 リットル
規 格	日本産業規格（J I S K 2 2 0 3）1 号灯油
納入方法	指定された納入場所の地下タンク（容量5キロリットル）に指定する数量（1 回当たり概ね4, 0 0 0 リットル未満）を給油すること。
納入場所	山形県村山警察署 （村山市中央一丁目2 番5 号）

2 白灯油の成分表

受注者は、販売メーカーが発行する白灯油の成分表の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

3 単価の決定方法（市場価格連動型単価契約方式）

市場価格の変動等の事由により、単価変更が必要であると認められる場合は、次により単価を変更するものとする。

次の(3)及び(4)の価格は、消費税及び地方消費税抜きの額とする。

- (1) 単価は月を単位とする。
- (2) 令和8年11月分単価は、落札価格（税抜き）に1.1を乗じた価格とする。
- (3) 前回契約価格決定時の指標価格（※）と現行の指標価格に変動があった場合自動的に決定するものとする。

（※）山形県会計局会計課の灯油（中型ローリー車納入分）契約単価をいう。

1リットル当たり、少数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

- (4) 変更契約額（増減額）は、前回契約単価決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額に消費税及び地方消費税を加算した金額とするものとする。

※ すなわち、当初契約時における令和8年11月当初の指標価格と落札価格の価格差を維持するものとし、指標価格の増減にあわせて単価が決定される。

仕 様 書

1 白灯油（ドラム給油）

項 目	内 容
予定数量	3, 500 リットル
規 格	日本産業規格（J I S K 2 2 0 3）1 号灯油
納入方法	指定された納入場所のホームタンク又はポリタンクに指定する数量を給油すること。
納入場所	東根交番 東根市さくらんぼ駅前一丁目 9-10（ホームタンク） 神町交番 東根市神町中央一丁目 6-8（ホームタンク） 高崎駐在所 東根市大字観音寺 226-3（ホームタンク） 葉山駐在所 村山市大字大久保甲 610-13（ホームタンク） 大高根駐在所 村山市大字富並 1848（90 リットル（ポリタンク 5 缶）） 村山警察署 村山市中央一丁目 2 番 5 号（180 リットル（ポリタンク 10 缶）） ※ 駐在所のポリタンクへの給油は契約期間中、1 箇所 1 ～ 2 回を見込む。

2 白灯油の成分表

受注者は、販売メーカーが発行する白灯油の成分表の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

3 単価の決定方法（市場価格連動型単価契約方式）

市場価格の変動等の事由により、単価変更が必要であると認められる場合は、次により単価を変更するものとする。

次の(3)及び(4)の価格は、消費税及び地方消費税抜きの額とする。

- (1) 単価は月を単位とする。
- (2) 令和 8 年 11 月分単価は、落札価格（税抜き）に 1.1 を乗じた価格とする。
- (3) 前回契約価格決定時の指標価格（※）と現行の指標価格に変動があった場合自動的に決定するものとする。

（※）山形県会計局会計課の灯油（ドラム缶納入分）契約単価をいう。

1 リットル当たり、少数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

- (4) 変更契約額（増減額）は、前回契約単価決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額に消費税及び地方消費税を加算した金額とするものとする。

※ すなわち、当初契約時における令和 8 年 11 月当初の指標価格と落札価格の価格差を維持するものとし、指標価格の増減にあわせて単価が決定される。